

令和5年1月 日

広陵町長 山村吉由 様

広陵町特別職報酬等審議会  
会長 米岡秀真

## 広陵町特別職の給料の額について（答申）案

令和4年10月4日付広秘人第70号にて、諮問があった下記事項につきまして、慎重審議の結果、次のとおり答申します。

### 記

#### 諮問事項

「町長、副町長及び教育長の給料の額について」

#### 1 答申

町長、副町長及び教育長の給料の額については、現状維持又は減額もやむなしとする。

#### 2 審議会開催状況

第1回審議会 令和4年10月4日

第2回審議会 令和4年11月1日

第3回審議会 令和4年12月6日

#### 3 審議経過

令和4年10月4日、「町長、副町長及び教育長（以下「特別職」という。）の給料の額について」意見を求められ、3回にわたり広陵町特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を開催した。

審議にあたっては各種資料に基づき、類似団体等の状況を比較検討し、社会経済情勢や町の財政状況等を考慮のうえ、各分野の専門的視点又は町民代表としての視点から、公平、不偏の立場で慎重に審議を行った。

#### 4 審議内容

##### （1）現行の額について

平成30年7月1日、町長の2期目の就任に伴い開催された平成29年度審議会

の答申を受けて特別職の給料月額を改正し、町長の給料月額は814,000円から840,000円に、副町長の給料月額は671,000円から692,000円に、教育長の給料月額は594,000円から613,000円に増額された。

ただし、経過措置として、現に在職する者については、改正前の給料月額を適用するとし、令和3年7月、町長の3期目就任時には、町長及び副町長については改めて改正前の額（町長814,000円、副町長671,000円）を適用とした。

このため現在、「特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例」及び「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」本則に規定されている給料月額（以下、「条例上の額」という。）は、町長840,000円、副町長692,000円、教育長613,000円であり、附則に規定されている給料月額（以下、「実支給額」という。）は、町長814,000円、副町長671,000円となっている。

現在、上記のとおり、町長及び副町長の「条例上の額」と「実支給額」が異なるというねじれが生じており、本審議会では「条例上の額」について審議を行ったものである。

## （2）他自治体との比較

### ①財政の観点からの比較

「令和2年度地方公共団体主要財政指標一覧表」及び「令和2年4月1日地方公務員給与実態調査」より、主要財政指標である、財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率、ラスパイレス指数について本町と同程度の自治体の町長の給料月額の平均は、およそ77万円台後半から82万円台後半の範囲に落ち着いている。この算出の基になる額は、実支給額（本町では814,000円）であるが、このことを加味しても、本町の町長の条例上の額840,000円は、同程度の財政状況である自治体の平均と比較して若干高めに位置していることが分かる。副町長及び教育長についても、町長と同様の結果となっている。

### ②人口規模・産業構造の観点からの比較

「町村長等の給料月額調査（令和4年4月1日現在）」より、総務省設定の全国類似団体において、本町が属しているV-2（人口20,000人以上、2次・3次の産業構造が80%以上）98団体の町長の給料月額の平均は798,000円である。この算出の基になる額は、条例上の額（本町では840,000円）であり、本町の町長の給料月額は、同程度の人口規模・産業構造の自治体の平均と比較して若干高めに位置していることが分かる。副町長及び教育長についても、町長と同様の結果となっている。

## （3）本町一般職の職員との均衡

一般職の職員の給与水準はラスパイレス指数に表れるが、本町とラスパイレス指数が似通った団体の町長の給料月額の平均は786,711円であり、この比較においても本町の町長の給料月額は若干高めに位置しており、このことから、本町一

般職の職員との均衡において、特別職の給料月額は若干高めであることが読み取れる。

#### (4) 社会経済情勢の動向

内閣府が発表した令和4年10月の月例経済報告によると、景気の基調判断を、「景気は、緩やかに持ち直している。」とし、先行きについては、「ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としている。

このような中、政府は、「足下の物価高への対応に全力をもって当たり、日本経済を必ず再生させる。このため、「物価高・円安への対応」、「構造的な賃上げ」、「成長のための投資と改革」を重点分野とし、世界経済の減速リスクを十分視野に入れつつ、経済情勢の変化に切れ目なく対応し、「新しい資本主義」を前に進めるための総合経済対策を策定する。」としている。

#### (5) 本町の財政状況

令和3年度決算における本町の財政状況は、歳入については町税収入の伸びが前年度から微増、地方交付税が追加交付による影響で増加となり、歳出については社会保障関係費の増大による扶助費の増加をはじめほとんどの性質別区分において増加となった。また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は91.5%と前年度より3.0ポイント回復し、地方債については、さわやかホール建設に伴う借入償還の終了によって地方債残高は普通会計で約110億円となり昨年度から約8,100万円減少しているものの、今後、ごみ処理関係施設等の大型事業や公共施設等の老朽化による更新や修繕事業等が控え、将来にわたり多額の債務を抱える見込みである。

また、少子高齢化対策に伴う社会保障関連経費が伸びている中で、令和元年度及び令和2年度と2年連続で赤字となっていたが、令和3年度は普通交付税の追加交付等によって黒字となっている。しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大及びその影響は継続しており、加えて原油価格や物価の高騰、急激な円安などを背景とした企業収益の悪化が懸念される。

このように、今後の財政環境は引き続き注視すべき状況ではあるものの、令和3年度決算における各財政関係指標は比較的良好な数値となっている。

## 5 総括

本審議会では、町長から諮問のあった特別職の給料の額について、上述のとおり他自治体との比較、本町一般職の職員との均衡、社会経済情勢の動向及び本町の財政状況等様々な要因を総合的に精査検証した結果、本町の特別職の給料の額については、現状維持又は減額もやむなしとの意見で一致したものである。

他自治体との比較では、財政の観点からの比較、人口規模・産業構造の観点からの

比較を行い、いずれも本町の特別職の給料月額、平均額より若干高めであることを確認した。また、本町一般職の職員との均衡についても検証したところ、これについても若干高めであることを確認し、各指標が示す平均値の範囲内に収めることが望ましいとの意見で一致した。

しかしながら、本町を取り巻く状況に目を向けると、財政状況については、今後の財政環境は引き続き注視すべき状況ではあるものの、令和3年度決算における各財政関係指標の数値は比較的良好であり、特別職の給料月額を減額する積極的な要因は見受けられない。町政についても、減額する要因として特筆するようなことはなく、安定していると考えられる。社会経済情勢においては、政府が「物価高・円安への対応」、「構造的な賃上げ」、「成長のための投資と改革」を重点分野としている中、本町の特別職の給料月額を減額することは世の中の動きに逆行することになる。

また、特別職の給料月額を増額・減額は、地域に対するメッセージ性があると考え、このような状況において減額することは、財政状況や町政について実状と異なるマイナスイメージを与えかねず、また、町内企業における賃金の考え方への影響も危惧するところである。

このように、本町を取り巻く様々な状況を勘案した結果、現時点では減額を見送り現状維持とすることが妥当であるとの一つの見解に至ったが、同時に、本町の特別職の給料月額は若干高めに位置しているということが客観的指標により確認されたことから、適切な時期に各指標が示す平均値の範囲内に減額することもやむなしとすることも含めて、本審議会の答申とするものである。

## 6 おわりに

「4 審議内容（1）現行の額について」でも言及しているが、現在、町長及び副町長の給料月額について「条例上の額」と「実支給額」が異なるというねじれが生じており、本審議会では「条例上の額」について審議を行ったものである。

「条例上の額」については上述のとおり本町の特別職の給料月額は若干高めに位置しているが、「実支給額」については各指標が示す平均値の範囲内に収まっており、一つの妥当な金額であると考えられることを申し添える。

これらのことを踏まえ、社会経済情勢や町の財政状況等を勘案した上で、町長が適切に判断されることを希求するものである。